

平成 28 年度支部認定講師募集要項

支部認定講師・カウンセラー認定等に関する規程第 3 条により、この度下記要領にて、支部認定講師の認定審査を実施致します。支部認定講師を希望される方は応募して頂くようご案内申し上げます。

支部認定講師・カウンセラー認定等に関する規程より

第 3 条 支部は、支部認定講師育成講座および支部認定カウンセラー育成講座終了時期に合わせて支部認定を行うものとする。ただし、講座修了時期以外に必要に応じて支部認定を実施することができるものとする。

記

1. 認定審査日： 平成 29 年 3 月 25 日（土）

応募者の数が多い場合は、認定審査日を追加します。

*会場は支部研修室

2. 応募資格：次の(1)、(2)のいずれかを満たしていること

(1) 協会の産業カウンセラー資格登録会員(他支部会員でも可、以下同じ)で、支部が主催する支部認定講師育成講座のうち必須講座を修了していること。

*必須講座とは、支部認定講師育成プログラムの 3 講座（講師力育成基礎講座・講師力育成グループファシリテーション講座・講師力育成研鑽講座）を言います。

(2) 協会の産業カウンセラー資格登録会員で、過去 2 年間に業としての研修（所要時間が 2 時間以上のもの）講師を 5 回以上経験していること。

3. 応募案内書類および入手方法

応募案内書類は以下の 3 種類です。

- ① 平成 28 年度支部認定講師審査応募要領
- ② 平成 28 年度支部認定講師審査応募申込用紙
- ③ 支部認定講師実技審査用出題テーマ

応募案内書類一式は、北関東支部ホームページよりダウンロードできます。ダウンロードできない方は、北関東支部に電話でお申込みください。応募案内書類一式をお送りいたします。

1

4. 審査要領： 審査は下記の要領で実施します。

(1) 書類審査： 応募書類を選考委員全員が審査し、面接及び選考の際に参照します。

(2) 実技審査 (30 分) : 提出頂いた研修コンテンツを使って実技研修を行って頂き
選考委員 が審査します。

* 実技審査には受講生役として聴講生の参加を予定しています。

* 時間の都合上、実技は研修プランの一部となります。実技でどの部分を取り扱うかは応募者の任意ですが、選考委員および聴講生がスムーズに理解できるよう、実技が 研修全体の中のどの部分で、どういう位置づけにあるかを明示してください。

* 実技にあたっては、聴講生への質問や意見を求めたり、あるいは聴講生同士での意見交換をしてもらうなど、講師からの一方通行に終始しないように工夫してください。

(3) 面接審査 (20 分) : 実技審査終了後、選考委員による面接を行います。

5. 審査結果の通知

審査結果は、平成29年4月30日までには、以下の3段階で支部長より各応募者に文書をもって通知します。なお、Cランクについては、選考委員会のコメントを付記します。

A…直ちに業務を委託することができる。→認定

B…支部の講師経験者による指導を条件として、業務を委託することができる。
→認定

C…更に研鑽の必要がある。→認定の対象外

6. 認定登録

支部認定が得られた応募者については、結果通知とともに認定登録書類を送りますので、所定事項を記入の上、応募書類送付先に遅滞なく返送してください。

7. 認定の効果

支部が受託する外部からの研修講師を引き受けることができる資格が与えられます。ただし、講師の仕事を保証するものではありません。

以上